

高反発バットの使用禁止について

軟式野球、ソフトボールの普及等により打球が場外に飛出する事例が多発しており、住宅の器物の損害、通行人等の安全確保の観点から令和8年9月1日（火）から中学生以上の高反発バットの使用を禁止とする措置を講ずることといたしました。引き続き場外への飛球がないよう十分に注意していただきご利用くださるようお願い申し上げます。

【対象施設】 南スポーツセンター、さかき運動場、総合運動場（多目的運動場）、村中運動場、野口運動場、陶運動場